

平成23年度成果重視事業実施状況調書

事業所管（評価担当）部局課室名 情報流通行政局 情報流通振興課

評価年月 平成23年9月

1 事業名

物品調達業務・システム最適化事業（旧：電子契約システムの構築のためのシステム開発等）

2 関係政策

政策9：電子政府・電子自治体の推進

3 事業概要

（1）事業の背景及び課題等

政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の推進・実現を図る一環として、現在、一連の政府調達（公共事業を除く）手続のうち唯一紙ベースでのみ行われている契約に係る手続の電子化を図るため、電子契約システムの構築のためのシステム開発等を行う。

（2）事業実施期

平成17年度～23年度（平成17年度～18年度は、モデル事業／成果重視事業として電子契約システムの構築のためのシステム設計を実施し、平成19年度は関連システムの開発見直しに伴う既存設計への影響を検証する設計検証作業を実施。平成20年度は設計検証を行った内容について実現可能性を調査。平成21年度以降、システム開発等を実施予定。）

（3）事業費

総事業費 10.5 億円（うち平成21年度 8.2 億円、平成22年度 2.3 億円）

（本事業については、後述6の理由により執行しなかった。）

4 事業の達成目標

（1）定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況		
			20年度	21年度	22年度
官側業務の効率化	契約業務に係る所要時間を32%削減	平成24年度以降	—	—	—
民側業務の効率化	契約業務に係る所要時間を40%削減	平成24年度以降	—	—	—

（注）各年度の現況において「—」としているものは、本成果重視事業が事業実施中のため、現時点では現況の把握ができないものである。

（2）目標設定の考え方

① 目標設定の根拠等

官・民双方の契約担当者の契約業務所要時間の削減により、利用者の利便性の向上や事務処理の効率化、合理化の状況を表すことができるので、これらを利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現のための目標とするものである。

なお、各目標値は、システム化前の契約業務に係る所要時間を元に、システム化前とシステム化後の業務フローを比較し、システム化により削減される契約業務の所要時間から算出したもの。

② 目標の達成度合いの判定方法・基準

- 平成24年度以降における目標値（契約業務に係る所要時間）の達成度合いは、以下の基準をもって判定するものとする。

達成度合い	目標値に対する実績値の割合	評価
A	100%以上	達成
B	80%以上100%未満	概ね達成
C	60%以上80%未満	達成とは言い難いが有効性あり
D	40%以上60%未満	有効性の向上が必要
E	40%未満	有効性に問題あり

(3) 目標達成のための手段等

① 目標達成のための具体的手段

政府調達手続の契約の電子化を実現する全省庁共通の電子契約システムのプログラム製造、単体試験、結合試験、総合試験を行う。

また、関連する施策として、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に基づき経済産業省が推進中の予算執行等管理システムの構築（契約手続以外の物品調達業務等の電子化を行う取り組み）がある。

② 目標達成のための手段と目標の因果関係

本事業は、電子契約システムを構築するためのものであり、これにより、現在、手作業で行っている契約手続を電子化し、インターネット技術を活用すること等により、官側職員においては業務効率性の向上が図られ、民側業者においては各府省庁訪問等に係る時間が軽減されることから、官・民双方の契約担当者の契約所要時間の削減につながる。

5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

(1) 予算執行の効率化・弾力化措置

- ① 国庫債務負担行為
- ② 繰越明許費

(2) 上記措置により得られる効果

- ① 国庫債務負担行為を活用して複数年度の一括契約を行うことにより、同一の業者がプログラム製造から総合試験までを一連の作業として連続して行えることから、次年度の業者が新たな業者となる場合に生じる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間及びそれに係る契約上の工数を削減することができ、事業期間の短縮及び予算の効率化が可能となる。
- ② 事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計・製造に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあり、そのような状況が発生した場合に繰越明許費を活用し予算繰越を行うことにより、予算の不用額が生じなくなり、予算の効率化が可能となる。

6 事業の目標の達成状況の分析

(今後の課題)

「調達業務の業務・システム最適化計画」(平成21年8月28日CIO連絡会議決定)を策定し、最適化計画に基づき調達手続を進めていたが、平成22年2月に内閣官房において旅費の業務の在り方を検討するための実態調査を行うこととなった。その後、調達業務についても同様の議論が出てくる可能性があり、検討結果を見極める必要が生じたため、内閣官房と協議の上、既に進めていた「電子調達システム」のシステム設計・開発及び工程管理支援業務の調達手続を一旦中止した(官報告示平成22年3月12日)。

その後、内部管理業務効率化のための旅費等の府省に共通する業務システムの整備は、「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき「政府共通プラットフォーム」の活用を前提として検討を進めることが「旅費業務等の抜本的効率化について」(平成22年8月6日CIO連絡会議申合せ)において決定された。

このような状況の変化の影響を受け、事業を計画どおりに進めることが困難となったことから、改めて事業そのものを見直すこととした。

7 関係する閣議決定・計画等(評価に使用した資料等)

「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月CIO連絡会議決定、平成18年8月31日一部改訂)